

薬生食輸発0312第1号
平成30年3月12日

各検査所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(韓国産まくわうり(漬物用まくわうりを除く。)及びその加工品)

標記については、平成29年3月31日付け生食輸発0331第1号(最終改正:平成30年2月28日付け薬生食輸発0228第1号)により通知したところです。

今般、韓国政府から、対日輸出まくわうりについて、残留農薬に係る管理が適切になされている輸出者をID登録した旨の連絡があったことから、韓国政府により輸出者IDの登録がされた輸出者から輸出された生鮮まくわうりについては、通常の監視体制に戻すこととし、同通知の別添1の韓国の項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
まくわうり(漬物用まくわうりを除く。)及びその加工品(簡易な加工に限る。)		クロルフェニル	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルフェニルが検出されるおそれがあるため。

を、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
まくわうり（漬物用まくわうりを除く。）及びその加工品（簡易な加工に限る。）	<u>別途指示する韓国政府により輸出者IDの登録がされた輸出者から輸出された生鮮まくわうりを除く。</u>	クロルフェナピル	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.01ppm）を超えるクロルフェナピルが検出されるおそれがあるため。

に改め、別添1を別紙1、別添2の2を別紙2のとおりとするので、御了知の上、関係事業者への周知方よろしく申し上げます。

また、条件の項に示す輸出者IDの確認は、パッキングリストのREMARKSにある登録IDを食品等輸入届出書の備考欄へ記載させることで行うので、輸入者に対しその旨を指導するとともに、モニタリング検査等の現場検査時には、カートンに貼付される別添の登録ID様式の確認を行うよう申し上げます。